

2 - 2 - 3 . マドリッド協定議定書、パリ条約及びPCT加盟の可能性について：タイ国の見通し ( 報告者：川村 恒子、齊藤 純子 )

The Possibility of Becoming a Member of the Madrid Protocol, Paris Convention and the PCT : Thailand's Perspective

( 1 ) 講演日時 : 2004 年 2 月 18 日 15:30-16:45

( 2 ) 講師 :

( a ) Mr.Veerawit Veerawaravit ( Minister for Commercial Affairs of the Thai Representative of the WTO in Geneva, Under Secretary of Commerce )

( b ) Mr.Boonma Tejavaniya ( Vice President of Thai Attorneys Association )

( c ) Mr.Surat Tasnawijitwongse ( Secretary to the Patent Committee of IP Department )

( 3 ) 講演内容

( a ) Mr.Veerawit Veerawaravit の講演

( パリ条約及びPCT加盟の可能性について )

( イ ) タイ政府では、1993年からパリ条約加盟、PCT加盟について検討され、加盟の意向が示されてきたが、未だ加盟していない。その間、近隣アジア諸国のマレーシア、シンガポール等は加盟をした。タイがまだ加盟していない理由は何か。

( ロ ) 政府機関の代理としてではなく、個人として意見を述べると、タイが加盟できない理由はない。条約に加盟するに必要な国内法改正も終っている。特に、タイ特許法、商標法において特有な、侵害に対する執行力についても国際条約の障害となるものではない。条約加盟は外国企業のみならず、タイ国民及び企業にとっても権利の保護となりえる。

( ハ ) 弁護士等代理人にとっても条約加盟により利益を得ることができるものと考えられる。

( b ) Mr. Boonma Tejavaniya の講演

[ マドリッド協定議定書 ( マドリッドプロトコル ) 加盟の可能性について ]

( イ ) 加盟の可能性はある。問題はいつ加盟するかにある。加盟は国際トレンドであって、タイはWTOのメンバーでもある。加盟にあたり誰が何を準備するか。どの加盟国も加盟に当たり、加盟の利点と不利な点とのバランスを考えてきた。

( ロ ) 加盟に当たり考えられる問題点として、まず、輸出入業者のことがあげられる。近年タイの輸出業者は 1124 社に及ぶが、ほとんどが OEM であつ

て、タイ業者はブランドについて無関心である。タイ業者も商標の保護に关心を持つべき時がきている。

(ハ) 次に、法律関係者(弁護士)について。マドリッド・プロトコル加盟により、一時的には仕事が減ることが予想されるが、タイを指定した国際出願が国内でDIPに手続をすることが必要になったときには、必ず法律家の代理が必要となる。従って、仕事が減るのは始めの12ヶ月または18ヶ月の間のみである。

(ニ) また、DIPを含む国全体をみると、タイ国内への出願件数は増加することが予想され、外国貨幣の流入も考えられ、国内経済法に対応すべく整備が必要となる。言語の問題は、現在、公用語は英語、フランス語であるが、英語で取扱う準備をすべきである。

(ホ) 国内法との相違についてみると、タイ商標法では指定商品の記載が商品ごとであるため、外国を本国として入ってくる国際出願の指定商品の記載で、タイ国内出願と異なる指定を認めなければならなくなる。タイ商標法では多区分出願を認めていないが、マドリッド・プロトコルでは認められているので、どう対処するかも問題である。

(ヘ) タイを指定した多くの国際出願があるとき、DIPで対処できるかとの問題がある。暫定的拒絶の通報の期間について18ヶ月の宣言をすべきか加盟前に考慮すべきである。更新登録についてもタイ商標法では期限経過前に更新料を支払う必要があるが、この点もマドリッド・プロトコルの更新期限超過の救済と異なっている。

(ト) これらの点を考慮すると、マドリッド・プロトコル加盟を前提に、「いつ」「どのように」ということについては、今後検討すべき問題である。

#### (c) Mr. Surat Tasnawijitwongse の講演

(イ) パリ条約加盟については10年前から動いている。現在の課題はそれに見合っているかどうかを検討中。PCTは国内法の改正が必要である。現在の国内法の内容、特許法、商標法、営業秘密法はパリ条約に沿っていると思われる。特許法はPCT加盟については何の障害もない。1昨年、昨年と2年間、DIP担当官と会議をしてきた。タイでの準備は終っている。いつ条約に加盟してもいい。

(ロ) 会議では2つの条約に加盟する必要があると結論づけられた。DIPとしては03年7月に準備に入り、パリ条約、PCT加盟の申請を行うことにした。国家の行政機関だけではなく、皆、加盟で意見が統一した。現在、関連機関に意見聴取要求が出ている。昨年11月タイ国家経済委員会でゾンキット副首相が再度検討するように呼びかけている。検討会の結論として、満場一致で

パリ条約、PCT加盟が決った。検討会からは報告書が提出され、内閣に上がった。DIPの担当官も事情説明に行く。可能性としては閣議で賛成が得られるだろう。閣議で可決後、タイ国内の法律改正は不要だが、総務省の省令・規則などの手続規定は変更の必要がある。閣議決定後の事務手続としてWIPOに申請書を提出し、いつから有効を希望するかを明らかにする必要がある。予算も組んでいる。WIPOにスタッフを派遣して研修する予定も組んでいる。パリ条約、PCT加盟については以上である。マドリッド・プロトコル加盟については、国内法の改正が必要かどうか検討中である。